

# 靈感商法等に関する消費者教育 の取組強化について

# 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（法務省）の動向（消費者教育関係）

- 「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪徳商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間での情報共有及び連携した対応を検討するため、開催。
- 同会議において、「靈感商法等に関する消費者教育の取組強化による被害の未然防止」に関係省庁が連携して取り組むことが示された（令和4年9月30日）。

## 第2回会議・取りまとめ概要

令和4年9月30日  
「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

### 1) 金銭的トラブルに関する相談対応の強化

- 相談集中強化期間中の相談内容は、**金銭的トラブルが多数**。
- 紹介先の窓口として、「**法テラス**」が大多数を占めたほか、「**消費者ホットライン**」や「**警察**」も一定数あった。
  - ⇒ **法的に複雑な問題**を含むものが多く、**法律の専門家による助力が不可欠**。
  - ⇒ **消費者行政の一層の推進**  
**警察による適切な関与** も必要。
- これらを踏まえ、
  - **総合法律支援体制の充実・強化**
  - **日本弁護士連合会との連携強化**
  - **適切な消費生活相談対応**
  - **適切な警察相談対応・違法行為の取締り**等を一層推進する。

### 2) 精神的な支援等の充実、こどもの救済

- 相談集中強化期間中の相談内容等には、**信者の家族や2世信者**について、**親族間の問題、心の悩みや生活困窮**を訴えるものも一定数存在。
- 紹介先の窓口として、「**よりそいホットライン**」や「**生活困窮者自立支援機関**」もあり。
  - ⇒ **孤独・孤立、心の問題や生活困窮**に関する支援
  - ⇒ **学校生活**を含む、**こどもに対する支援** が必要。
- これらを踏まえ、
  - **孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実**
  - **精神保健福祉センターによる精神科医療機関の紹介対応の推進**
  - **生活困窮者への自立支援の推進**とともに、「こども」の心理的・福祉的支援の観点から、
  - **スクールソーシャルワーカー**による関係機関との**連携・支援**や**スクールカウンセラー**による**心のケア**の推進
  - **市町村及び児童相談所**における**虐待対応**の周知
  - **こどもの人権擁護活動**の強化等を強力に推進する。

### 3) その他の全般的対策

- **靈感商法等に関する消費者教育の取組強化による被害の未然防止（手口や対処法に関する各種教材の充実等）。**
- **現行法を活用した国民向けの分かりやすい法的整理（Q&A）**を発信・周知する。
- これを含めた相談のノウハウ等に関して**各種研修を充実**させる。
- 関係省庁間で「相談内容が宗教に関わることのみを理由として**消極的な対応をしないこと**」等を確認（申合せ）。
- 申合せをも踏まえ、関係省庁において**必要な通知文書を発出**する。
- 相談集中強化期間を延長し、**合同電話相談を継続**する。

# 靈感商法等の悪質商法への対策検討会（消費者庁）の動向（消費者教育関係）①

- 「旧統一教会」問題等のいわゆる靈感商法（開運商法）への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていることを踏まえ、消費者庁において、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を検討するため、開催。
- 委員からは、具体的な手口等を示した消費者教育を求める意見が出ている。

## 第1回（令和4年8月29日）

・ 靈感商法の啓発や消費者教育といったものが十分であったのか、なかったのかということはとても重要。消費生活センターや国民生活センターもこの靈感商法の啓発が十分であったかなかったかということは考えないといけない。

・ 消費者トラブルの未然防止や解決のために、トラブル情報を伝えること、消費生活センターの存在を知っていただくことが課題。そういう意味では、個別の注意喚起を行うとともに、幅広い世代への消費者教育がとても重要。

## 第2回（令和4年9月7日）

・ トラブル情報を知っていれば、自らトラブルに近づかないことができるので、未然防止には消費者教育がとても重要。コロナ感染症の拡大で、この2年半ぐらひは、消費生活センターで行っている出前講座などもできず、少し足踏みの状態の面もあったと思うので、今まで以上に力強く消費者教育を進めていただきたい。

## 第5回（令和4年9月27日）

・ トラブルに遭ってしまってからでは被害回復が難しいこともあるので、未然防止が何より大切である。そのためには、トラブル情報の収集先と相談窓口の2つの周知が重要である。国民生活センターのホームページ、消費者庁のホームページは信頼できる情報の収集先である。また、相談窓口としての消費生活センターについては、最近「消費者ホットライン188（いやや）」経由で相談が入ることも増えており、この番号を設けた意味は大きい。覚えやすい「188」の番号の周知も重要である。

・ 一定の特定の集団が靈感商法を引き起こしているときに、特定の集団の実名を出して説明しなければ、被害の防止に役立たない。

・ 靈感商法というどちらかという高齢者の方に向けた対策と捉えられてきた傾向があるが、宗教2世の問題もクローズアップされている。宗教を隠れみのにした搾取の構造は厳然としてあることから、宗教だからといってタブー視せず、こういう社会的現象を高校生も含めて消費者教育の中できちっと伝えて、それをどう避けるか、どう救済できるのか、どこに相談できるのかということを教えることが必要である。

・ 非科学的なものに対する思考は、文化的にも定着しているせいか、一定層の人がすぐにそういうのを信じてしまう。そういうことから、消費者教育はうまくいっているととても思えない現実である。一般人は法を知らないこと、教育現場との連携が不十分であること、そもそも教育の中身そのものが靈感商法等対策に合わせて十分ではないことの3点が課題である。

## 靈感商法等の悪質商法への対策検討会（消費者庁）の動向（消費者教育関係）②

- 第5回（9月27日）では「消費者教育に関する取組」が議題。これまでの委員からの御意見も踏まえ、新たな消費者教育教材の作成を検討する旨説明。
- 10月7日に消費者教育推進会議幹事会を開催し、靈感商法等に関する消費者教育の取組強化について説明。

### 今後の消費者教育の取組方針（案）

---

#### ○「消費者力」強化のための教材検討会（仮）の開催

- ・消費生活に関する基本的な知識や批判的思考力を身に付けられるよう、初級、中級、上級の3段階で消費者力を測定・強化するための教材を検討・作成

#### ○多いトラブル事例について、その手口や対処法に関する教材の充実

- ・学校向け出前講座事業における内容の充実
- ・令和4年度事業者向け消費者教育教材開発事業への反映
- ・高齢者向け教材の拡充
- ・動画教材等の作成
- ・オンラインセミナーの実施 等

#### ○関係省庁や関係団体等と連携した啓発の強化

- ・大学生協や見守りネットワーク等と連携し、若者、高齢者等に啓発パンフレット等を配布（庁内関係課と連携）

## 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の開催について

令和4年8月15日  
関係省庁申合せ  
令和4年9月1日  
一部改正

- 1 「旧統一教会」（現在は世界平和統一家庭連合）について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主宰により、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」と言う。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	法務大臣
議長代理	法務事務次官
構 成 員	内閣官房孤独・孤立対策担当室長
	警察庁生活安全局長
	消費者庁次長
	総務省大臣官房地域力創造審議官
	総務省行政評価局長
	法務省人権擁護局長
	法務省大臣官房司法法制部長
	外務省領事局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省子ども家庭局長
	厚生労働省社会・援護局長

- 3 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 連絡会議及び幹事会の庶務は、法務省人権擁護局において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 靈感商法等の悪質商法への対策検討会の開催について

令和 4 年 8 月 26 日  
消 費 者 庁

### 1. 趣旨

「旧統一教会」問題等のいわゆる靈感商法（開運商法）への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていることを踏まえ、消費者庁において、靈感商法等の悪質商法への対策検討会（以下「検討会」という。）を開催し、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を検討する。

### 2. 構成

- （1）検討会の構成は、別紙のとおりとする。
- （2）検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

### 3. 運営

- （1）検討会は原則公開とするが、個別具体の事案等について議論する場合には委員の同意を得て非公開とすることができる。
- （2）検討会終了後に、議事録を作成し、委員等の確認を経た上で、消費者庁ホームページで公開する。

### 4. 庶務

検討会の庶務は、関係課室の協力を得て、消費者庁消費者政策課が処理する。

### 5. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会において別に定める。

別紙

**靈感商法等の悪質商法への対策検討会  
委員**

- (座長) 河上 正二 東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授
- 菅野志桜里 弁護士（一般社団法人国際人道プラットフォーム  
代表理事）
- 紀藤 正樹 弁護士（リンク総合法律事務所所長）
- 田浦 道子 消費生活相談員（相模原市消費生活総合センター）
- 西田 公昭 立正大学教授
- 宮下 修一 中央大学教授
- 山田 昭典 独立行政法人国民生活センター理事長
- 芳野 直子 日本弁護士連合会副会長

（五十音順、敬称略）

## 消費者教育推進会議幹事一覧

内閣府大臣官房企画調整課長

公正取引委員会事務総局官房総務課長

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

金融庁総合政策局総合政策課総合政策管理官

消費者庁消費者教育推進課長

総務省大臣官房企画課長

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長

経済産業省商務情報政策局

商務・サービスグループ消費経済企画室長

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課長

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室長

(以上 13 名)